

こ成事第 432 号
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
都市部特例割増単価の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

1 趣旨

都市部における建築費の実態を勘案し、交付基礎点数の割増加算を行い施設の整備促進を図ることを目的とする。

2 対象施設及び割増率

この交付基礎点数の特例(割増加算)については、交付要綱による障害児施設等を対象施設とし、5%割増加算とする。

3 対象地域

(1) 特別区及びその周辺の人口密集地域

(人口密度が概ね 1,000 人/km²)

(2) 政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域

(人口密度が概ね 1,000 人/km²)

(3) 人口 10 万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね 1,000 人/km² の地域